

## 除染作業業務委託料債権譲渡の承諾に係る取扱要領

### (概要)

**第1条** この要領は、福島県が発注する除染作業業務委託（以下、「業務委託」という。）の円滑な履行を実現するため、中小事業者への資金供給の円滑化、下請の保護を図ることを目的として、除染作業業務委託契約に基づく除染作業業務委託料債権を第三者に譲渡することについて、除染作業業務委託契約書（以下「契約書」という。）第6条第1項ただし書の規定により承諾する場合の取扱いについて定めるものである。

### (対象業務委託)

**第2条** 債権譲渡を承諾する対象となる業務委託については、業務委託料の額が500万円以上の業務委託を対象とする。ただし、次の業務委託は除くものとする。

- (1) 次の業務委託を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる業務委託
  - ア 債務負担行為の最終会計年度の業務委託であって、かつ、年度内に終了が見込まれる業務委託
  - イ 前年度から繰り越された業務委託であって、かつ、年度内に終了が見込まれる業務委託
- (2) その他受注者の作業する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な事由がある業務委託

### (譲渡対象となる債権の範囲)

**第3条** 譲渡の対象となる債権の範囲は、業務委託が完成した場合において、契約書第34条第2項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相應する業務委託料から前払金、中間前払金、部分払金及び業務委託契約により発生する契約権者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、業務委託契約が解除された場合においては、契約書第49条第1項の規定による出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相應する業務委託料から前払金、中間前払金、部分払金及び業務委託契約により発生する違約金等の契約権者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 業務委託契約の変更により業務委託料に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書（様式1）、債権譲渡契約証書（様式2）及び債権譲渡通知書（様式3）の業務委託料、債権譲渡額は変更後のものとする。なお、債権譲渡先と受注者の間の債権譲渡契約において、業務委託料に増減が生じた場合には、遅滞なく受注者が債権譲渡先に変更後の業務委託契約書の写しを提出して通知することとする。

### (債権譲渡先)

**第4条** 債権譲渡先は、中小建設業者等を対象とした資金の貸付事業を行っている中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）に限るものとする。

### (債権譲渡承諾の手続)

**第5条** 受注者が債権譲渡先に債権譲渡をしようとするときは、債権譲渡先と連署にて契約権者に対し、次の書類により申請するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3通
  - (2) 債権譲渡契約証書（様式2）（案） 1通
  - (3) 履行報告書（福島県除染作業共通仕様書様式第12号） 1通
  - (4) 発行日から3カ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
  - (5) 保証人等の承諾書（債権譲渡につき、保証人等の承諾が必要とされる場合のみ）
- 2 前項の申請をすることができるのは、当該業務委託の出来高が2分の1（第2条第1号アについては、最終会計年度の業務委託に係る出来高が最終会計年度の業務委託の2分の1）以上に到達したと認められる日以降で、契約書第35条第1項に基づく業務委託料の請求が行われていない時期とする。
- 3 第1項の申請を行うときは、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。
- (1) 債権譲渡の目的が、債権譲渡先から融資を受けるためのものであること。
  - (2) 当該債権が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
  - (3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと。
- 4 債権譲渡承諾依頼書の提出があったときは、契約権者は第2条、第4条及び前2項の要件を確認の上、確定日付を付した債権譲渡承諾書（様式1）により承諾するものとする。
- 5 契約権者は、前号の規定による承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿（様式5）により債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。

#### （下請保護）

- 第6条** 受注者は債権譲渡先から融資を受ける際に、当該業務委託に関する融資申請時までの下請負人等への業務委託料の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画（支払状況・支払計画書（様式4））を債権譲渡先に提出することとする。
- 2 債権譲渡契約証書は、下請負人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。なお、受注者の倒産時等の下請保護に関しては、受注者及び債権譲渡先が責任を持って行うこととし、契約権者は関与しないものとする。

#### （債権譲渡の通知）

- 第7条** 受注者及び債権譲渡先は、第5条第4項の承諾を受け債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて、契約権者に対し、債権譲渡通知書（様式3）に債権譲渡契約証書（様式2）の写しを添えて提出するものとする。
- 2 前項のほか、業務委託契約に変更が生じた場合は、受注者は、遅滞なく債権譲渡先に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

#### （被担保債権）

- 第8条** 債権譲渡は、受注者と債権譲渡先の間で締結する金銭消費貸借契約（業務委託契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて債権譲渡先が受注者に対して取得する債権（以下、「債権譲渡先の貸付債権」という。）を担保するものであ

って、債権譲渡先が受注者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

- 2 受注者が、契約権者との業務委託契約を完全に履行し、債権譲渡先が福島県から譲渡債権全額を受領した場合は、債権譲渡先は、債権譲渡先の貸付債権への弁済に充当して残額がある場合は直ちに受注者にその残額を支払うこととする。

#### **(債権譲渡額の請求)**

**第9条** 債権譲渡を受けた債権譲渡先は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を提出するものとする。

- (1) 請求書 1通
  - (2) 債権譲渡承諾書(様式1)の写し1通(債権譲渡先の原本証明を付したもの)
  - (3) 発行日から3カ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
  - (4) 債権譲渡契約証書(様式2)の写し1通(債権譲渡先の原本証明を付したもの)
- 2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は前金払(中間前払金の支払を含む。)及び部分払(年度末における部分払を除く。)を請求することはできないものとする。

#### **附 則**

この要領は、平成27年9月24日から施行する。ただし、2020年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

#### **附 則**

この要領は、平成31年4月1日から施行する。